

## 現況確認書 Q & A

Q 1 : 今年度 4 月入所者です。父、母ともに「就労」の事由で保育園を利用しています。現況届を出すのは初めてなのですが、まずは何をすれば良いでしょうか？

- A 1 : ① 郵送させていただいた冊子に含まれる「就労証明書」を活用し、職場で記入を依頼してください。(父・母いずれも必要。また自営業等の場合は併せて「就労状況申告書」も必要です。)
- ② 冊子に含まれる「現況確認書 (P 5, 6)」を保護者様で記入してください。なお、P 6 において「変更あり」に○を付けた場合、「変更申請書 (P 17, 18)」を記入してください。
- ①、②を終えたうえで、LINE・郵送等の方法で期日までに提出ください。

Q 2 : 子どもが別々の保育園に通っています。それぞれで提出が必要ですか？

A 2 : 提出は世帯で 1 部ですのでそれぞれで提出する必要はありません。

Q 3 : 冊子に含まれる「現況確認書」(P 6) で就労時間の変更を問われていますが、前回提出時の時間を覚えていません。どうすればよいでしょうか？

A 3 : 就労時間については「変更無し」を選択してください。市で確認させていただきます。

Q 4 : 今年度 4 月に育児休業復帰をした者です。復帰した際「復帰証明書」を 5 月末までに提出するよう伝えられましたが、今回「就労証明書」を出せば「復帰証明書」は省略できますか？

A 4 : 就労証明書で 4 月職場復帰したことが確認できれば、「復帰証明書」は省略可能です。

Q 5 : 就労証明書の日付はいつ時点のものが必要ですか？

A 5 : 現在も就労をしているか確認する必要があるため直近の日付の証明書が必要です。この場合、直近とは概ね証明日が 4 月 1 日以降で基準日 (令和 6 年 5 月 1 日) の情報を証明したものです。

Q 6 : 父母ともに「就労」という理由で保育園に入っているのですが、標準時間認定、短時間認定とは何ですか？

A 6 : 保育認定時間は、父母の就労時間に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間認定・・・一日上限 11 時間の保育認定時間⇒父・母の就労時間がいずれも月 120 時間以上相当

保育短時間認定・・・一日上限 8 時間の保育認定時間⇒父・母のいずれかの就労時間月 60 時間以上 120 時間未満の方

ただし、実際の保育時間は各保育施設長が状況を考慮して決定しますのでご留意ください。

Q 7 : 月 90 時間勤務を行っている者です。本来、短時間認定となるのですが、迎えの時間に間に合わない事情があったため、以前に標準時間変更申請を提出して、保育標準時間認定を受けました。

今回、現況確認において就労証明書を徴取し、同じく月 90 時間勤務の内容でした。この場合、標準時間変更申請を再度添付しなければ、標準時間認定とされないのでしょうか。

A 7 : 原則としては標準時間変更申請の添付が必要ですが、現況確認書に「過去に標準時間変更申請を提出した」という記述 (※) があれば、市で履歴を確認のうえ省略可とすることがあります。

※・・・例 P 6 (4) 就労時間「変更無し」にチェックをし、右欄「その内容」に「令和〇年〇月 標準時間変更申請を提出した経緯あり」と記述する等。過去に提出した旨がわかるよう記述ください。市で履歴を確認させていただきます。

Q 8 : 現況確認のため就労証明書を職場から取得したところ、以前と就労時間を変更した関係で月 80 時間相当の勤務時間と記載されました。この場合、短時間認定となりますが勤務地が他県にあり迎えの時間を考えると、短時間認定では対応できません。どうしたらよいのでしょうか？

A 8 : 「保育標準時間変更申請書 (※)」を併せて提出ください。内容が適当であると認められた場合は、保育標準時間認定を受けることができます。

※ホームページよりダウンロードできます。

(<https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/883/20220726.pdf>)

なお、提出には「入所施設長への報告」、「直近の給与明細 1 か月分」が必要です。ご留意ください。

Q 9 : 現況確認書とは何のために行うのですか？

A 9 : 保育園に通う要件を現在も満たしているかを確認するためです。例えば、入所時に父母ともお仕事をしているため保育園が必要と申請したが、途中で仕事を辞めてしまった、という場合があります。このように途中で要件が変更された方を確認し、内容によって認定変更等を行うため、現況確認を行います。

Q 10 : 入所申請時に給与明細の添付が必要でしたが現況確認では不要ですか？

A 10 : 不要です。ただし、就労証明書の内容に疑義が認められる場合、給与明細の提出等、調査を行う可能性があります。

Q 11 : 変更申請書 (P17) を記入するところですが、子どもの名前を書く欄が 3 つあります。私の世帯は子どもが 1 人なのですが 2 つは空欄でもよいのでしょうか？

A 11 : お見込みのとおりです。きょうだい 3 人まで名前を記入できるよう欄を設けている書式となっています。

Q 12 : 保育所入所中ですが 4 月 15 日より育児休業を取得しました。現況確認においては何を提出すればよいですか？

A 12 : 育児休業を取得している旨を記載した就労証明書の提出が必要です。

就労証明書は概ね就労の場合と記載する事項は同じですが、「9 育児休業の取得」「11 復職年月日」欄の記入が必須となりますのでご注意ください。

Q 13 : 基準日が 5 月 1 日と記載してありますが、それ以前に必要事項を記載して提出してもよいのでしょうか？

A 13 : 5 月 1 日よりも前の日であっても、5 月 1 日の状況に変わりがなければ、必要事項等記載して提出していただいてもかまいません。5 月 1 日よりも前の日に提出した後、状況に変更があった場合は、その旨幼保支援課までご連絡ください。

